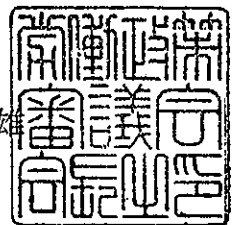


労 審 発 第 803 号
平成 27 年 5 月 20 日

厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久 殿

労 働 政 策 審 議 会
会 長 樋 口 美 雄



平成 27 年 5 月 20 日付け厚生労働省発基安 0520 第 1 号をもって諮問のあった「労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」、「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成 27 年 5 月 20 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

安全衛生分科会
分科会長 土橋 律

「労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」、「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令案要綱」について

平成 27 年 5 月 20 日付け厚生労働省発基安 0520 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。